

### 静3 水道水の毎日検査の色、濁り、消毒の残留効果に特化した簡易検査機について

求める技術：②⑦

#### 1 課題を抱える業務の内容

水道法では、水道水の毎日検査の色、濁り、消毒の残留効果の検査が義務付けられています。それらの検査は自動水質監視装置（以下、監視装置という）や目視検査により実施されています。

本市は、配水系統ごと末端に設置した監視装置により色度、濁度、残留塩素濃度を測定し、監視装置を設置環境が整っていない山間部においては色、濁りを目視で、残留塩素濃度を残留塩素測定器を用いて目視で検査しています。

厚生労働省告示どおりに色度、濁度、残留塩素濃度の連続測定を行う監視装置は、導入に費用がかかるうえ、測定精度の確保のために保守点検も必要になります。そのため、監視装置の導入及び保守点検の費用対効果を考えると山間部への監視装置の導入が進まない状況です。そこで、監視装置による測定ではなく、色度、濁度が基準値未満であること、残留塩素濃度が基準値以上であることを判別できる安価で簡単な装置に着目しています。

#### 2 課題の詳細

色度、濁度が基準値未満であること、残留塩素濃度が基準値以上であることを自動（1日1回以上）で判別でき、検査結果を遠隔操作で集約できれば、確実な毎日検査が実施できます。

#### 3 こんな技術を求めています！

毎日検査に特化した小型装置

#### 4 技術の導入により代替が期待される業務

毎日検査

#### 5 事業規模・業務量

地区管理補助者による検査箇所 9 箇所（1回／日）